体育館の剥離した床板及び床板から露出したねじにより、生徒が負傷する２件の事故が発生しました。ついては、利用者の安全確保に万全を期すため、維持管理の徹底を図るようお願いします。また、各施設において、維持管理等に関する事故等が発生した場合は、文部科学省へ情報提供願います。

事　務　連　絡
令和７年２月７日

各都道府県教育委員会施設主管課
各指定都市教育委員会施設主管課
各都道府県私立学校施設主管課
構造改革特別区域法第12条第１項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課
各国公私立大学施設担当部課
各国公私立高等専門学校施設担当部課
独立行政法人国立高等専門学校機構施設担当部課
各都道府県スポーツ施設主管課
各指定都市スポーツ施設主管課

御中

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課
スポーツ庁参事官（地域振興担当）

体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について

標記については、平成 29 年５月 29 日に公表された、消費者庁の消費者安全調査委員会による事故等原因調査報告書（以下「消費者庁報告書」）を踏まえ、「体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について（通知）」（平成 29 年５月 29 日付 29 施施企第２号）（別添１）等により、維持管理における取組をお願いしているところです。

去る令和６年 12 月に、東京都内の小学校の体育館において、臀部に剥離した床板が刺さり負傷する事故を受け発出した、「体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について」（令和７年１月 10 日付け事務連絡）により、各学校設置者等に対し、事故の防止対策の推進を要請したところですが、令和７年１月以降も、体育館における負傷事故が相次いで発生しています。

具体的には、令和７年１月に東京都内の中学校の体育館において、体育の授業中に生徒が滑り込みながら床に座った際、臀部に剥離した床板が刺さり負傷する事故が発生しました。また、同月に宮城県内の小学校の体育館において、中学校のバレーボールの部活動中に生徒が滑り込みをした際、床板から露出していたねじ頭により膝に裂傷を負う事故が発生しました（別添２、３）。

同様の事案の再発防止と学校環境の安全確保に万全を期すため、改めて別添１の内容をご確認いただき、消費者庁報告書及び「学校における安全点検要領（令和６年３月）」（別添４）も参考として、引き続き安全点検を実施するとともに、異常を発見した場合には、対策を講じていただくようお願いします。

その際は、バレーボール支柱等の体育器具設置に伴う床の傷や、木栓の浮きや抜け及びねじ頭の露出が無いかなども含めて点検を行っていただくようお願いします。

なお、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）では、地方公共団体の長に消費者事故等の情報の通知義務が定められております。学校施設において消費者事故等が発生した場合は、「消費者事故等の通知について」（別添５）を参照の上、文部科学省への情報通知にご協力をお願いします。消費者事故等について、通知すべきか判断に迷われた場合は、事故等の内容に応じて情報通知先の各担当まで相談願います。

このことについて、各都道府県教育委員会においては域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校施設主管部課においては所轄の私立学校に対し、構造改革特別区域法第 12 条第１項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては所轄の学校設置会社及び学校に対して、それぞれ周知いただくようお願いします。

また、各都道府県スポーツ施設主管課におかれては、所管の社会体育施設及びその他都道府県所管施設等へ周知すると共に、域内の市区町村スポーツ施設主管課を通じ、市区町村所管の社会体育施設、その他市区町村所管施設及び民間スポーツ施設等への周知を図られるようお願いします。

（別添１）「体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について（通知）」（平成 29 年５月 29 日付 29 施施企第２号）
（別添２）東京都内の中学校体育館における事故の概要
（別添３）宮城県内の小学校体育館における事故の概要
（別添４）学校施設の安全点検要領の概要
（別添５）消費者事故等の通知について

（参考）
○消費者安全法第 23 条第１項の規定に基づく事故等原因調査報告書 -体育館の床板の剥離による負傷事故-（平成 29 年５月 29 日消費者安全調査委員会）
https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_010/pdf/report_010_171228_0001.pdf

【本件連絡先】
（学校施設の維持管理等に関する事故等について）
文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課指導第二係
電話：03-5253-4111（内線 2292） E-mail：shisetulead-2@mext.go.jp
（社会体育施設での一般利用時における事故等について）
スポーツ庁参事官（地域振興担当）付施設企画係
電話：03-5253-4111（内線 3773） E-mail：stiiki@mext.go.jp

別添１

写

29施施企第２号
平成29年５月29日

各都道府県教育委員会施設主管課長
各指定都市教育委員会施設主管課長
各都道府県施設主管課長
各指定都市施設主管課長
各都道府県私立学校施設担当課長
各国公私立大学施設担当部課長
各国公私立高等専門学校施設担当部課長
各大学共同利用機関法人施設担当部課長
各文部科学省国立研究開発法人施設担当部課長
各文部科学省独立行政法人施設担当部課長

殿

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長
山川昌男
（印影印刷）

スポーツ庁参事官（地域振興担当）
仙台光仁
（印影印刷）

体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について（通知）

標記について，消費者庁の消費者安全調査委員会（以下「調査委員会」）では，消費者安全法第23条第1項の規定に基づき，体育館の床から剥離した床板による負傷事故について，平成27年度より事故等原因調査を進めてきたところですが，この度，調査委員会において事故等原因調査報告書（以下「報告書」）がとりまとめられ，消費者安全調査委員会委員長より文部科学大臣に対し意見が提出されました。

報告書によると，体育館の床板の一部が剥離し，腹部に突き刺さり重傷を負う等の事故が平成18年度から平成27年度までの間に７件確認されたこと，また，当該事故は新しい体育館でも発生していることから，同様の事故が発生するリスクはあらゆる体育館に存在するとされています。

体育館の床板が剥離する要因としては、清掃時等における想定以上の水分の吸収及びその乾燥

の影響が考えられ，体育館の維持管理が非常に重要です。

このことから，体育館の所有者及び管理者におかれては，報告書を踏まえ，体育館の床板の剥離による負傷事故の防止対策をより一層推進するため，維持管理における下記の取組等を適切に実施するようお願いします。

記

1　適切な清掃の実施（水拭き及びワックス掛けの禁止）

日常清掃及び特別清掃※1により，体育館の木製床を清潔に保つ。その際，水分の影響を最小限にする。

水拭き及びワックス掛けはフローリング等の不具合発生の観点からは，行うべきではないことなど，報告書を参考にして適切な清掃の方法を定め，書面にすることにより，実際に清掃を行う者に分かりやすく周知し，実施を徹底する。なお，やむを得ず体育館にワックスを使用する場合には，それに伴うフローリングへの水分の影響を最小限とするよう注意する。

※1　日常清掃では取りきれない汚れを除去するために数か月に一度行う清掃

2　日常点検・定期点検の実施，記録の保管及び速やかな応急処置

日常的，定期的に点検を行い，その実施した記録を保管する。報告書を参考にして点検記録表を作成し，点検項目及び方法について実際に点検を行う者に分かりやすく周知し，実施を徹底する。

フローリング等の不具合を発見した場合には，速やかに応急処置又は補修を行うほか，必要に応じて専門業者に相談して補修又は改修を行う。また，事故が発生した場合に事故原因の事後的な検証を行うことができるよう，フローリング等の不具合を把握した場合には，写真を撮影する等の方法で不具合の内容を記録し，不具合の位置や箇所数とともに記録し保管する。

さらに，体育館ごとに，体育館の適切な維持管理についての責任者を定め，当該責任者に，点検の実施やフローリング等の不具合について責任を持って対応に当たらせる。

3　維持管理を外部委託する際の適切な仕様の設定

体育館の維持管理を外部に委託する場合には，上記１及び２について仕様書で定めるなどして，受託者に対し同様の対応を求める。また，受託者には体育施設管理士資格※2を有する者がいることを条件とするなど，維持管理の質を保つ。

※2　体育施設管理士養成講習会（主催：公益財団法人日本体育施設協会及び独立行政法人日本スポーツ振興センター）で指定項目を受講し，試験に合格した者が取得できる資格

4　長期的な改修計画の策定，計画に基づく改修の実施及び補修・改修記録の保管

体育館の木製床の長期的な改修計画を策定するとともに，計画に基づいて体育館の

木製床の改修を行う。また，継続的に記録を参照できるよう，補修・改修の記録を保管する。体育館を新築する際には，施工に関する情報並びに維持管理の方法及び改修時期の目安等の情報について，まとめた管理簿を作成して引渡すことを仕様書に定めるなど，設計者及び施工者に伝達させ，これを基に上記の改修計画を策定する。

５　施設利用時における注意事項の利用者への周知

報告書を参考にして施設利用時の注意事項を作成し，体育館の利用者の目に付く場所に掲示するなどして，利用者に対して分かりやすく伝える。

なお，今後，文部科学省及びスポーツ庁において，上記１から５までの取組状況を把握するために調査を行うこととしていますので，あらかじめお知らせします。

このことについて，都道府県教育委員会施設主管課及び都道府県施設主管課におかれては，所管の各学校、社会体育施設及びその他都道府県所管施設等へ周知するとともに，域内の市区町村教育委員会施設主管課及び市区町村施設主管課を通じ，市区町村教育員会及び市区町村所管の各学校，社会体育施設，その他市区町村所管施設及び民間スポーツ施設等への周知を図られるようお願いします。

また，都道府県私立学校担当課におかれては，所轄の私立学校（専修学校，各種学校を含む）に対して，周知するようお願いします。

（本件連絡先）
文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課
環境施設企画係　島岡・古田
電話：03-5253-4111（内線2288）
E-mail：shisetulead-2@mext.go.jp
スポーツ庁参事官（地域振興担当）付
施設企画係　山本
電話：03-5253-4111（内線3773）
E-mail:stiiki@mext.go.jp

【参考】

「体育館の床板の剥離による負傷事故」に関する消費者安全調査委員会の調査報告書は，消費者庁のホームページで閲覧できます。

（http://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_010/）

別添２

東京都内の中学校の体育館における事故概要

１．事故発生の経緯

令和７年１月中旬、東京都内の公立中学校の体育館において、体育の授業中に小走りで滑りながら体育館の床に座った生徒の臀部に剥離した床板が刺さり負傷する事故が発生した。

２．事故及び体育館施設の状況

・授業終了時に生徒から教員に報告があり、負傷が判明した。その後、生徒は医療機関にて木片を除去した。

・剥離した床板の横にバレーボール支柱用の床金具があり、支柱を立てる際の仮置きによる凹み傷が剥離の原因となったと推測されている。

床板が剥離した箇所及び剥離した木片
（生徒に刺さった木片は左側のもの 長さ：1.7㎝）

バレーボール支柱の仮置き等で傷ついた床板

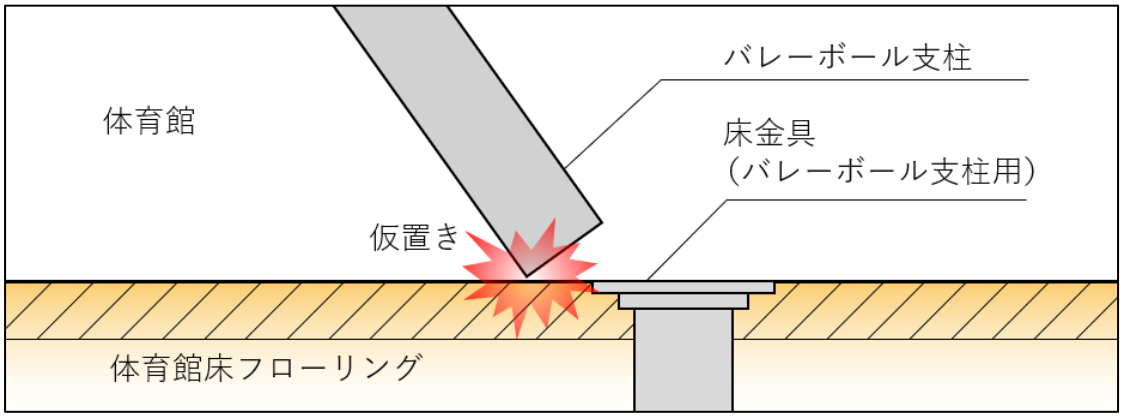

バレーボール支柱の仮置きで傷ついた床板及びバレーボール支柱用の床金具（略図）

３．教育委員会の対応・再発防止策

・床板の緊急修繕を行うとともに、体育館内に同様の危険個所が無いことを確認した。

・域内の公立学校及び学校開放利用団体に対し、事故再発防止の注意喚起を行うとともに、全公立学校の床板等を対象とした緊急点検を実施する。

別添３

宮城県内の小学校の体育館における事故概要

１．事故発生の経緯

令和７年１月中旬、宮城県内の公立小学校の体育館において、中学校のバレーボールの部活動中に生徒が滑り込みをした際、床板から露出していたねじ頭により膝に裂傷を負う事故が発生した。

２．事故及び体育館施設の状況

・床板から露出していたねじ頭に生徒の右足ひざ頭が接触し、９針を縫う裂傷を負った。負傷後、生徒は病院で治療を受けた。

・老朽化等により木栓が外れ、ねじ頭が露出したことが事故の原因と推測されている。

負傷事故の発生箇所
（事故発生後、直ちにねじは撤去済み）

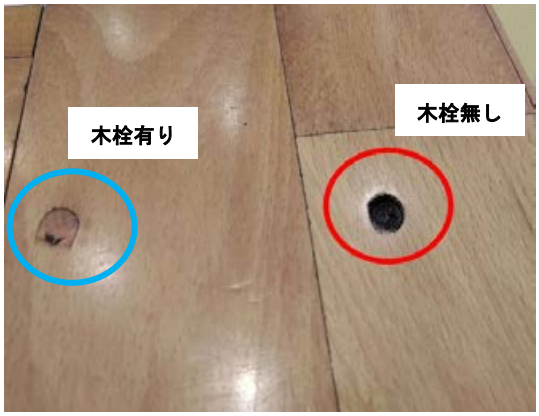

正常な木栓及び
木栓が紛失して露出したねじ頭

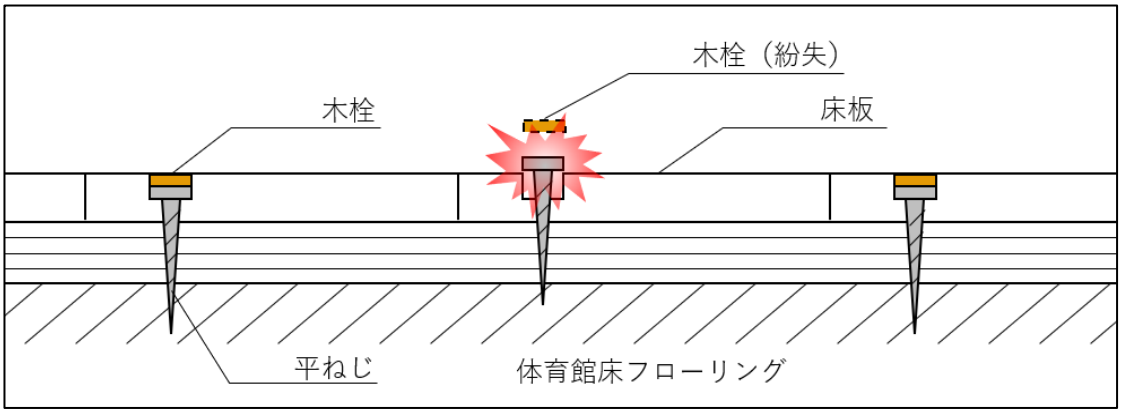

木栓が紛失して露出したねじ頭（略図）

３．教育委員会の対応・再発防止策

・床板の緊急修繕を行うとともに、域内の全公立学校に注意喚起を行った。

・今後、体育館を利用する際には、毎回安全点検を実施するとともに、異常個所があった場合は直ちに利用を中止し、教育委員会に報告することとした。

見て → 学び → 実践し → **事故防止**

学校における安全点検要領

安全点検要領の目的

この「学校における安全点検要領」は、**学校における事故を防止するため、学校及び学校の設置者等が連携して、質の高い実効性のある安全点検を行っていく参考となるよう作成**したものです。

学校における事故は、学校の施設設備に起因するものだけでなく、児童生徒等の行動や使用する物の状況の変化等による事故が多く発生しています。

そのため、学校における安全点検においては、これまでの重大事故やヒヤリハット事例を校内で共有することなどにより**事故発生のリスクを把握**し、定期の安全点検だけでなく、日常の安全点検が事故を防ぐ重要なポイントとなります。このことを踏まえ、本安全点検要領では、それらの**安全点検を行う際の視点や点検の方法**、さらに、**専門的な知見を取り入れた外部人材等の活用**、**教職員の負担軽減も考慮した取組などを紹介**しています。

学校においては、安全点検を実施する際や事故防止の校内研修、学校設置者等においては、学校施設の維持管理を行う際などに、ご活用ください。

安全点検要領の内容

この「安全点検要領」は、ウェブ公開しており、**「いつでも」、「どこでも」、「短時間」**で、安全点検の方法を**「見て」、「学び」、「実践」**できるよう工夫しています。今後も、学校が参考となる情報を適宜、更新していきます。

主に、以下の内容で構成されています。

- ✅**安全点検実施の考え方**
  ・点検体制、設置者との連携、専門家活用など
- ✅**安全点検の種類と対象**
  ・点検の視点、対象の考え方、点検の頻度や方法など
- ✅**事故等情報の共有**
  ・重大事故事例からの分析、ヒヤリハット事例収集など
- ✅**安全点検表等の活用**
  ・編集可能な点検表・集計表、ヒヤリハット報告様式サンプルを紹介
- ✅**安全点検の方法の解説**
  ・場所、箇所ごとに具体の点検方法を映像等で紹介
- ✅**安全点検取組事例**
  ・専門家活用や教職員の負担軽減策等、多数掲載

【ウェブトップページ・イメージ画面】

※トップページから見たい項目をクリックすると関連の画面が表示されます。

右のアドレス、QR ｺｰﾄﾞから活用できます

https://anzenkyouiku.mext.go.jp/anzentenken/index.html

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

別添４

参考となる「安全点検の取組事例」

質の高い実効性のある安全点検の参考となる専門家の活用や、教職員の負担軽減策、児童生徒や保護者等と連携等の先進的な取組事例を掲載しています。

「安全点検要領」を活用した先生方からの声

【安全点検の視点（安全点検の方法の映像）】

〇これまで施設設備の劣化を見る点検をしてきたが、子供の動きを踏まえることも含め事故を防止するための視点がわかりやすい。

〇安全点検映像も点検を行う視点がわかりやすく、短時間で学べてよい。

【安全点検表】

〇点検表では、どのようなところを見ればよいか具体的に書かれている。

〇点検表について、日常と定期で分けて整理してあり使いやすい。

〇点検表に記載の観点は非常に納得的。学校の状況を踏まえて追加等できるのも良い。

〇集計シートにおいて、×や△の箇所が自動で色が付くので分かりやすくて良い。

【教職員の負担軽減】

〇点検表のデジタル化により担当者の集計作業の効率化が図られ、管理職も点検結果の全体像を速やかに把握しやすい。

〇すでにデジタル化を進めているが、自動集計は楽で、管理職も全体の点検結果を把握しやすい。

【専門家の活用】

〇教育委員会としても専門家の活用事例が参考になる。

〇デジタル化により、点検結果を教育委員会とも共有できる。

【安全教育】

〇事故を防止する視点は、生徒の安全教育にも生かせる。

〇安全教育と一体的に進めることが重要であるので、こういった視点が要領の中にあるのはよい。

安全点検要領は、このような活用ができます

「安全点検要領」活用の一例を紹介します。各学校における事故防止に、有効に活用してください。

見る

安全点検の実施方法等が簡単に確認できます。

点検体制の整理（教職員、設置者、専門家の関わり）
※金属疲労等の専門性が必要なものは専門家に依頼

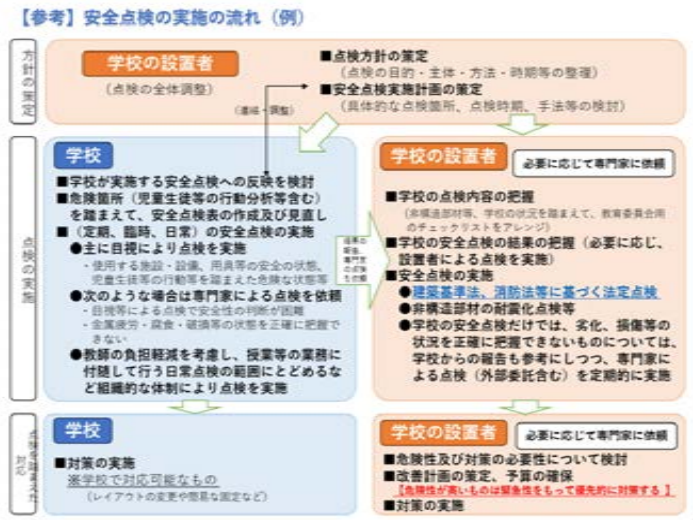

点検後の対応・対策
※学校の設置者と点検結果を共有し連携して対応

点検箇所ごとの安全点検の方法を映像等で解説
※タブレット等で、点検場所等でも視聴できます。

校舎内外の主な点検箇所の点検方法を解説。
点検映像は１～２分。

学ぶ

事故防止の重要な視点を学べます。点検項目の見直しにも参考になります。

危険箇所の「抽出」、「分析」、「管理」の在り方
※ヒヤリハット事例等を共有し、組織的に対応

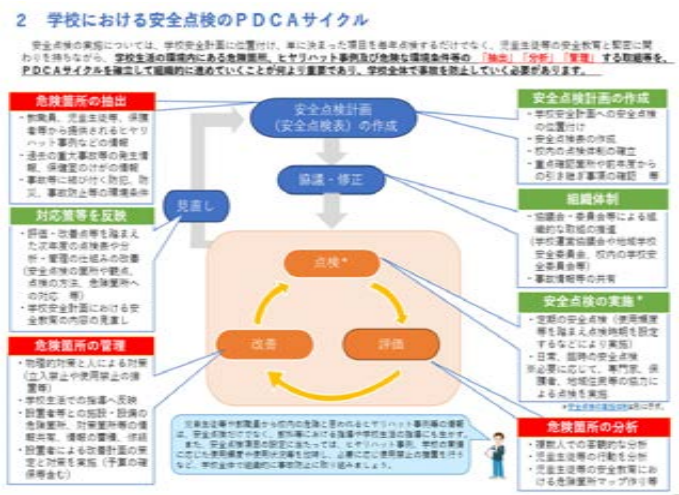

これまでの重大事故事例を教訓として生かす
※事故情報から得られる安全点検の留意点も記載

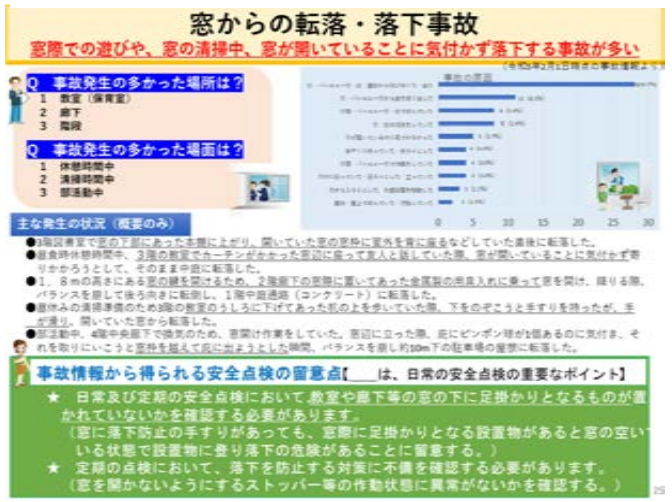

事故防止に欠かせない「日常の安全点検」の実施の考え方
※児童生徒等の目線に立った確認が重要

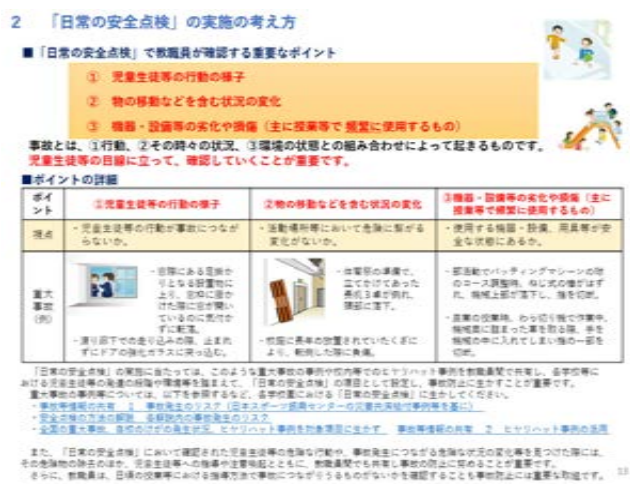

安全点検の「頻度」と「方法」
※耐震性に関するものは年１回程度実施。ただし、使用頻度に応じて点検頻度を増やす等検討

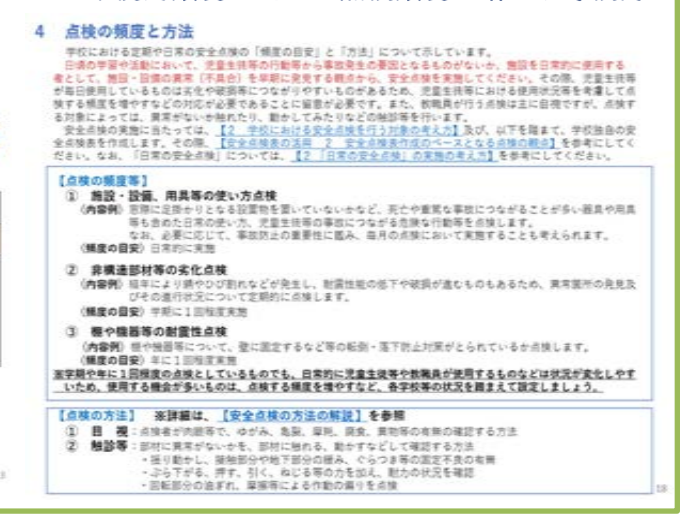

実践する

点検要領を参考に安全点検を実施。デジタル化による実施は点検が効率的。

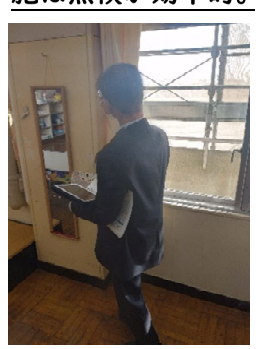

学校の実情を踏まえ、「安全点検表」を編集
※デジタル化すれば、集計作業も効率的
※点検表サンプルは、施設設備の劣化以外の事故防止の観点を重視

安全点検要領を活用した安全点検の実施
※事故防止の視点を確認しながら、負担少なく、効率的に実施

（活用例）※タブレットを活用した場合
① 点検方法をその場で確認（視聴）
② デジタル化した点検表を使って、点検箇所を点検
③ 点検表に点検結果や、改善を要する点など入力

共有ネットワーク内等で、共同編集可能な設定にすると、より効率

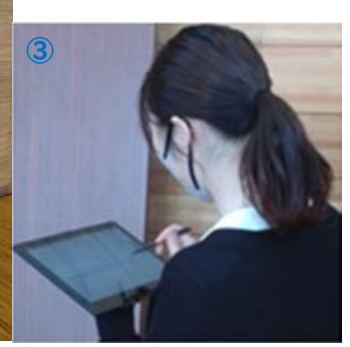

児童生徒等の安全教育としても活用
※事故防止には、安全教育と一体的な取組が必要
※ヒヤリハット事例の報告様式サンプルも活用可能

2 ヒヤリハット事例の活用

学校における事故を防止する第一歩は、学校内で危険と思われる箇所等のヒヤリハットの気付きを、児童生徒等や教職員等から気兼ねなく啓せられる学校安全の風土の醸成が何より必要であり、安全点検にも生かすことのできる重要な取組です。

校内でけがをした場所、一歩間違えれば大きな事故につながりかねないヒヤリハットを収集した場所など、児童生徒等、教職員、保護者、地域など全ての関係者から情報を収集し、重点的に対策を講じる、点検を行う場所を絞り込んでいくことが重要です。

また、共有したヒヤリハット事例は、安全点検だけでなく、教科等の安全教育や、日常生活における指導にも関連付けて行うことが必要であり、安全教育と安全管理との関わりを緊密にして進めることが重要です。

【ヒヤリハット事例を活用していく意義】
◎ 安全点検だけでは児童生徒等の事故は防げない。児童生徒等の安全意識の高まりに寄与するものとなる。
◎ 安全点検において、施設・設備の劣化だけではなく、真に事故防止に資する点検項目の設定に生かせる。
◎ 国立教育政策研究所による調査からは、教職員と比較して児童生徒等の方が、日常的な事故等に対し危険を感じる度合いが高いことが示されている。
安全点検に子供の視点を加えることで、事故の要因に対する気付きや学校内での問題意識の共有を推進することができる。

ヒヤリハット事例を活用している学校の取組例

【児童生徒等が行うヒヤリハット事例の収集・活用例】
○ 短会的な学習の時間等における危険な場所探し
⇒（学習を通じ）注意喚起のマークを考案し、危険な箇所に掲示、学校全体に啓発
○ 学級活動における生徒自身の「ヒヤリハット」体験の共有
⇒（学習を通じ）けがの予防策を検討
○ 保健委員会等の委員会活動でヒヤリハット事例（自校のけがの発生状況）や予防対策をまとめる。
⇒（取組を通じ）委員会で校舎内の安全点検を実施し、校内の危険箇所マップを作製

【教職員が行うヒヤリハット事例の収集・活用例】
○ 児童生徒等の休み時間等の活動の様子を観察
⇒危険と思われる行動を、学年部や教職員全体、児童生徒で共有

※ヒヤリハット事例を活用した取組の詳細については、【安全点検取組事例】を参照し、自校での取組に生かしてください。
※ヒヤリハットの報告様式は、事故、ヒヤリハット、気付き報告（様式サンプル）を参照ください。

床面

【点検時期】
日常・行事前

☑床面の異常（滑りやすさなど）、破損（ささくれなど）などはないか。

【事故の発生リスク】

・濡れているところがあると、滑って転ぶ危険がある。
・体育の授業や休み時間、部活動等で、**児童生徒が躓いて転倒や滑り込みなどをした際に**、ささくれや欠けた木片などの**剥離した床板の一部が突き刺さり負傷する危険**がある　など

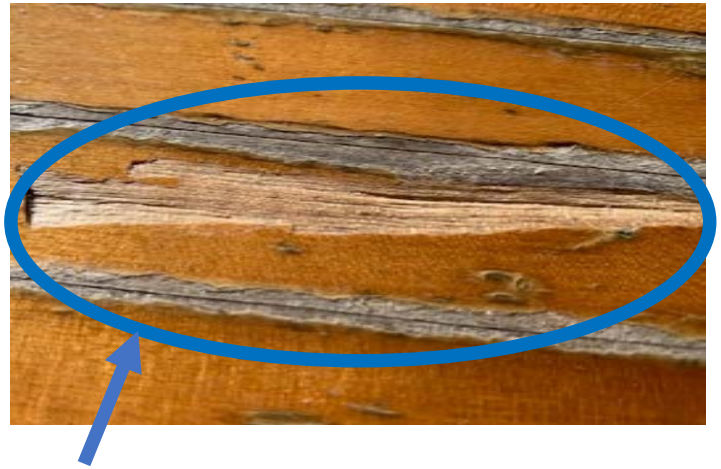

屋内運動場の床の破損（雨漏りが重なり、床が大きく剥がれた）

■点検の視点

●教室や廊下、屋内運動場などの**床面に、濡れているところがないか**点検します。
●床板に**危険なささくれや欠け、隙間などの破損がないか**点検します。

床面の点検方法【動画】

屋内運動場床面のポールを立てる金具が開いたままだと危険

■主な点検の方法

【日常の安全点検】

・普段から教室や廊下などの床面に、濡れているところがないか、濡れているところがそのままになっていないか目視により確認する。
・屋内運動場での授業や活動前に、床板に危険なささくれや欠け、隙間がないか確認する。
　また、屋内運動場の床面にポールを立てる金具が外れたままになっていないかも確認する。

■対応

・濡れているところは拭き取る。（雨漏りで濡れている場合などは、注意喚起とともに、学校の設置者に連絡しましょう。）
・危険箇所を立入禁止にするなどの応急措置をし、学校の設置者に連絡しましょう。

【参考】**床板の剥離による負傷事故の防止対策としての維持管理の取組等については、以下の通知を参照ください。**
学校における安全点検に関する参考資料・体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について（平成31年2月28日　事務連絡）

別添５

消費者事故等の通知について

消費者事故等の通知については、これまで「消費者事故等の通知について（依頼）」（令和 5 年2月 22 日付事務連絡）のとおり文部科学省への情報通知に協力いただいていますが、消費者事故等に該当するもののうち、重大事故等に該当するもの以外にも被害の拡大又は同類・類似の消費者事故等が発生するおそれのあるものについても文部科学省への情報通知の必要があります。

〇「消費者事故等の通知について（依頼）」（令和 5 年 2 月 22 日付事務連絡）
https://www.mext.go.jp/sports/content/20230323-spt_stiiki-300000727_11.pdf

「消費者事故等の通知の運用マニュアル（消費者庁）」（以下「マニュアル」という。）の記載内容から通知までの流れと通知すべき事案の考え方についてポイントをまとめましたので、文部科学省への情報通知の参考にしてください。

なお、情報通知に関する詳細や報告様式については、以下記載のウェブサイトから確認してください。

〇消費者事故等の通知の運用マニュアル
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/centralization_of_accident_information/assets/centralization_of_accident_information_240312_01.pdf

●通知までの流れ

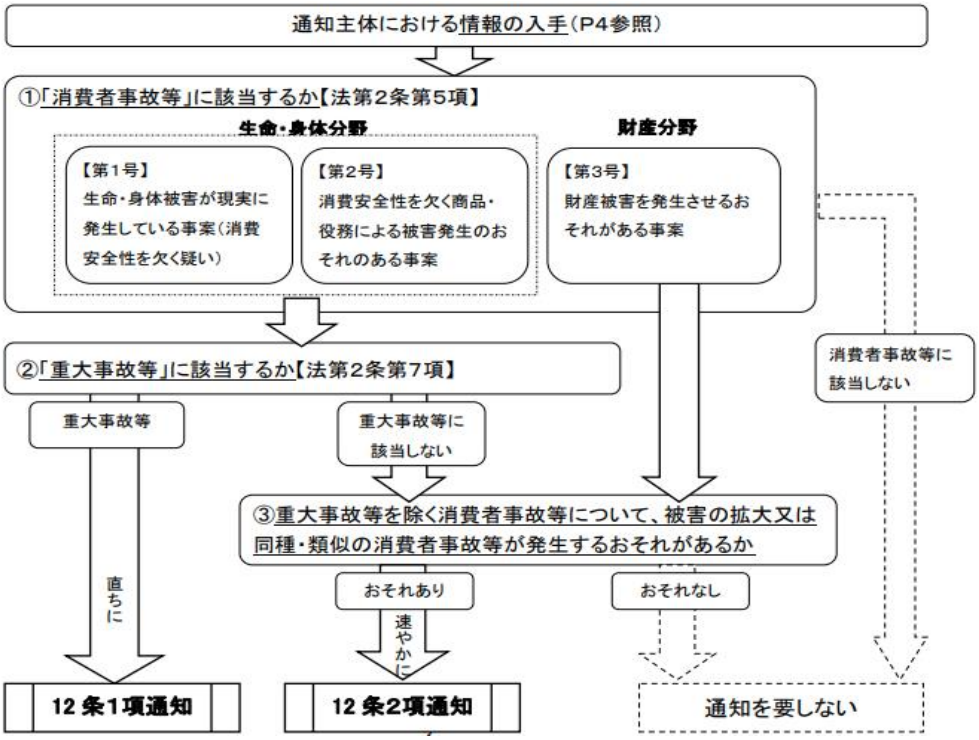

⇒通知主体は、消費者からの苦情・相談、消費者等からの申出、公益通報、職権探知等により入手した情報のうち、後述する判断基準で以下のように分類を行う。

①消費者事故等（法第２条第５項各号）に該当するか、

②上記①に該当したもののうち、生命・身体事案については、更に重大事故等に該当するか（法第２条第７項各号）、

③上記②以外の消費者事故等については、当該消費者事故等による被害が拡大し、又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等が発生するおそれ（以下「被害の拡大又は同種・類似の消費者事故等が発生するおそれ」という。）があるもの

⇒通知主体は、上記の分類に応じて通知を実施。

②に該当する場合：法第 12 条第 1 項の規定に基づいて直ちに通知

③に該当する場合：法第 12 条第 2 項の規定に基づいて速やかに通知

●通知すべき事案の考え方

「消費者事故等」に該当するかの判断

「消費者事故等」とは、消費生活において消費者に被害が発生した事故や事故を引き起こすような事態のことであり、それらのうち、自然災害や労働災害、公害などは除かれる概念である。

〔要件〕

要件１：事業者が事業として又は事業のために供給・提供・利用に供する商品・製品、物品・施設・工作物、提供する役務を消費者が使用・利用することに伴って生じた事故

要件２：政令（※）で定める程度の被害が発生したもの

要件３：その事故に係る商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが明らかでないもの

※ 消費者安全法施行令（平成21年政令第220号。以下「政令」という。）第１条

①死亡事故
②治療に一日以上かかる負傷・疾病（通常医療施設における治療の必要がないと認められる軽度のものを除く。）
③一酸化炭素中毒

「重大事故等」に該当するかの判断

〔要件〕

生命・身体に関する被害が現実に発生している事故（法第２条第5項第１号）のうち、その被害が重大であるものとして政令（※）で定める要件に該当したもの

※ 政令第4条

①死亡事故
②負傷・疾病であって、治療に要する期間が30日以上であるもの
③負傷・疾病であって、これらが治った（症状固定を含む。）ときに府令で定める程度の身体障害が存するもの
④中毒（一酸化炭素中毒）

「被害の拡大又は同種・類似の消費者事故等が発生するおそれ」の判断

重大事故等以外の消費者事故等については、「被害の拡大又は同種・類似の消費者事故等が発生するおそれ」がある場合に通知義務が生じる。この判断についての解説及び具体例等を以下のとおり示す。

〔解説〕

「被害の拡大又は同種・類似の消費者事故等が発生するおそれ」の有無の判断に当たっては、消費者事故等の態様、消費者事故等に係る商品等又は役務の特性その他消費者事故等に関する状況を総合的に考慮する。

〔消費者事故等の態様（例）〕

- 通常予見される使用方法によって事故が発生しているか
- 多数の消費者に被害が生じるおそれがあるか

●消費者事故等の情報通知先一覧

教育機関等における消費者事故等については、事故等の内容に応じて、以下の情報通知先まで御連絡ください。

なお、御連絡に当たっては、原則として、E-mail を御使用ください。

（理科や技術・家庭などの授業中の事故等について）
文部科学省初等中等教育局教育課程課
TEL：０３－６７３４－２５６５（直通）
E-mail：kyoiku@mext.go.jp

（学校の体育・保健体育の授業中における製品に起因する事故等について）
スポーツ庁政策課企画調整室
TEL：０３－６７３４－２６７４（直通）
E-mail：skikaku@mext.go.jp

（運動部活動中における製品に起因する事故等について）
スポーツ庁地域スポーツ課
TEL：０３－６７３４－３９５３（直通）
E-mail：tiikisport@mext.go.jp

（高等学校における職業教育に関する活動中の事故等について）
文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付産業教育振興室
TEL：０３－６７３４－２９０４（直通）
E-mail：sangyo@mext.go.jp

（学校施設の維持管理等に関する事故等について）
文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課
TEL：０３－６７３４－２２９２（直通）
E-mail：shisetulead-2@mext.go.jp

（幼稚園の教育活動中の事故について、その他、通学中や学校における製品に関する事故等、学校の安全管理に関する事故等について）
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室
TEL：０３－６７３４－２９６６（直通）
E-mail：anzen@mext.go.jp

（専修学校・各種学校における事故等について）
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室
TEL：０３－６７３４－２９３９（直通）
E-mail：syosensy@mext.go.jp

（社会教育施設（博物館を除く）における事故等について）
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課
TEL：０３－６７３４－２９７４（直通）
E-mail：chisui@mext.go.jp

（社会体育施設での一般利用時（学校体育、部活動利用時を除く）における事故等について）
スポーツ庁参事官（地域振興担当）付
TEL：０３－６７３４－３７７３（直通）
E-mail：stiiki@mext.go.jp

（少年自然の家・青年の家等の青少年教育施設における事故等について）
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課青少年教育室（施設係）
TEL：０３－６７３４－２６５０（直通）
E-mail：seisyone@mext.go.jp

（財産に関する事故その他の事故等について）
文部科学省大臣官房総務課法令審議室審議第四係
TEL：０３－６７３４－２１５６（直通）
E-mail：hourei@mext.go.jp